

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百九十八号

草地改良事業受託規程(昭和三十一年一月鳥取県告示

第十六号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石破 二朗

第五条を次のように改める。

(受託料の額)

第五条 受託料の額は、次のとおりとする。

- ◆告示
- 草地改良事業受託規程の一部改正
- 肥料検査の結果
- 医療機関の指定
- 指定医療機関の廃止
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 馬の流行性脳炎及び豚コレラ予防注射の実施
- 昭和三十五年度建築大工及び板金工の二級技能検定試験の実施

作業の種類

拔根作業

一日処理面積

二〇アール未満

受託料

一ヘクタール当

三五、〇〇〇

二六、七〇〇

一五、二〇〇

碎土作業

三回掛けと三回をこえるときは、一回を増すごとに五〇〇円を加える。

牧道設置作業

第七条中「前納した」を削る。

この規程は、昭和三十五年六月二十一日から施行する。

八、一〇〇
七時間当り 一四、〇〇〇

00771

第3133号 2

鳥取県告示第二百九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十

条第一項の規定に基づき昭和三十五年一月及び二月に実施した肥料検査の結果は、次のとおりである。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(二月分)

硫酸アンモニア 八幡製鐵株式会社

第一種複合肥料 由良農業協同組合

宇部興産株式会社

小鹿農業協同組合

第一種複合肥料 連合会

肥料の種類

過りん酸石灰 窒素加肥料工業株式会社 一 検査点不^う格^ち
第一種複合肥料 新日本窒素肥料株式会社 二 ○○○○神島化学工業株式会社 一
窒素加肥料工業株式会社 六

○○○○

カボチャ油かす粉末 ひまし油かす粉末

鐘淵化学工業株式会社 日清製油株式会社

一
一

硫酸アンモニア 八幡製鐵株式会社

第一種複合肥料 由良農業協同組合

第一種複合肥料 連合会

宇部興産株式会社

小鹿農業協同組合

第一種複合肥料 連合会

00772

昭和35年6月21日 火曜日 鳥取県公報 第3133号

鳥取県告示第三百二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一

項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係方面は、鳥取県土木部道路課においてこの告

鳥取県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十

九条の規定による医療機関を次のように指定した。

指定年月日

名 称

所 在 地

診療科名

開設者名

昭和三十五年五月二十五日 中野医院

東伯郡東伯町字保五五の二

内、皮膚科

中野 治

六月一日

山田医院

八頭郡家町大字米岡五九二の二〇

〃、小児科

山田 知栄

鳥取県告示第三百一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一

号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとお

り廃止の届出があつた。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 廃 止 年 月 日 廃 止 事 由

山田医院 八頭郡河原町大字河原一九七の三 内科 昭和三十五年五月二十五日 診療所廃止のため

示の日から一月間一般の縦覧に供する。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和35年6月21日 火曜日 島 取 県 公 報 第3133号

公告

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第三十
五条及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九
号）第二条の規定により、昭和三十五年度の建築大工
及び板金工の二級の技能検定の試験を次のとおり実施す
る。

昭和三十五年六月二十一日

一 檢定職種及び試験科目

試験は、次の検定職種について、第一次試験及び第
二次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行な

板金工		建築大工		第一次試驗		第二次試驗	
4	3'21	7	654321	二	一	二	一
安全 作業 法	製 材 科 板金 工作 法	一 學 科 板金 工作 法	實 能 要 素 規 矩 構 造	學 科 建築 構 造	技 能 要 素 規 矩 構 造	大 工 作 業	大 工 作 業
		關係 法 規	材料 強 弱 料 術	施工 規 矩 規 則	材料 強 弱 料 術		
		選 擇 實 技 巧	建 築 板 金 作 業				

5

二 試験の実施期日

試験の実施期日

板金工		建築大工		第一次試驗		第二次試驗	
4	3'21	7	654321	二	一	二	一
安全 作業 法	製 材 科 板金 工作 法	一 學 科 板金 工作 法	實 能 要 素 規 矩 構 造	學 科 建築 構 造	技 能 要 素 規 矩 構 造	大 工 作 業	大 工 作 業
		關係 法 規	材料 強 弱 料 術	施工 規 矩 規 則	材料 強 弱 料 術		
		選 擇 實 技 巧	建 築 板 金 作 業				

七月一日	県	河岡、福万、日下
五日	岸本町八郷	丸山、真野、久古
六日	大幡	大幡家畜市場
七日	米子市春日	幡郷 幡郷家畜検診場
八日	西伯郡会見町賀野	賀野
九日	米子市五千石	巖
二十一日	米子市春日	春日
二十二日	実施区域	手間
二十三日	実施場所	手間
二十四日	実施期日	五千石
二十五日	六月二十五日	五百石
二十六日	米子市観音寺、陰田地区	五百石
二十七日	東伯郡大栄町大誠	五百石
二十八日	北条町下北条	五百石
二十九日	由良	五百石

00778

00777

検定職種	試験の区分		試験の実施期日
	第一次試験	第二次試験	
建築大工	第一次試験	第二次試験	昭和三十五年八月二十一日(火)午前九時から午後五時まで 昭和三十五年十月二十三日(水)から昭和三十五年十一月三十日(水)までの間に おいて指定する日
板金工	第一次試験	第二次試験	昭和三十五年十月二十九日(火)午前九時から午後五時まで 昭和三十五年十一月三十日(水)までの間に おいて指定する日
試験の実施場所	試験の区分及び試験の実施場所	試験の区分及び試験の実施場所	試験の区分及び試験の実施場所
建築大工	第一次試験 第二次試験	鳥取市、倉吉市、米子市 鳥取市、倉吉市、米子市	鳥取市、倉吉市、米子市 鳥取市、倉吉市、米子市
板金工	第一次試験 第二次試験	鳥取市、倉吉市、米子市 鳥取市、倉吉市、米子市	鳥取市、倉吉市、米子市 鳥取市、倉吉市、米子市

- 四 受検資格
- 1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受け得ることができる。
- (一) 公共職業訓練修了者
- 検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれ一年及び千八百時間であるものを終了した者で、その後四年以上の実務経験を有するもの
- (二) 認定職業訓練修了者
- 検定職種に関し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- (三) 旧職業補導、旧技能者養成等の修了者
- イ 検定職種に関し、旧公共職業補導所又は旧総合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- ロ 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の

労働基準法による技能者養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの	ハ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第百三十一号）による技能者の養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
四 実務経験者	四 実務経験者
検定職種に関して七年以上の実務の経験を有するもの	検定職種に関して七年以上の実務の経験を有するもの
五 実務経験者	五 実務経験者
六 実務経験者	六 実務経験者

- (内)
- イ 高等学校、旧中学校等の卒業者
- おいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
- の
- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校の専攻科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
- ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校（修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
- ハ 学校教育法による高等学校の別科において検

試験の区分	第一次試験
	昭和三十五年七月一日(土)まで から昭和三十一年七月三十日(土)まで

- 4 受験申請等の受付期間
 3 受験申請書等の提出先第一次試験及び第二次試験の受験申請書及び免除申請書の提出先は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県商工労働部職業安定課とすること。

(2) 第二次試験
 二級技能検定第二次試験受験申請書

二級の技能検定の第一次試験の全部の免除を受けようとする者については、当該免除を受ける資格があることを証する書面

口 第一次試験の一部の免除を受けようとする者については、当該免除を受ける資格があることを証する書面

第二次試験
 昭和三十五年十月一日(土)から昭和三十一年十月十五日(土)まで

5 受験申請等に関する注意

(1) 受験申請書及び免除申請書の用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。

郵送を求める場合は十円切手をはつてあて、先を記した封筒を同封すること。

(2) 受験申請書又は免除申請書を郵送する場合には書留郵便にし、封筒の裏面に必ず「二級技能検定第〇次試験受験申請書又は全部免除申請書在中」と朱書きし、十円切手をはつてあて、先を明記した返信用封筒を同封すること。
 なお、郵送による受験申請書は、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- 定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
 二 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で、検定職種に関しその後四年以上の実務の経験を有するもの
 七 その他の者

- イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの
 ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げるものと同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 次の各号の一に該当する者は、第二次試験を受けることができる。
 ハ 二級の技能検定の第一次試験に合格した者
 ロ 二級の技能検定の第一次試験の全部を免除され

前回の二級の技能検定の第一次試験に合格した者	免除の範囲
当該免許職種に相当する検定職種に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者	第一次試験のうち建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一级建築士若しくは二级建築士又は一级建築士若しくは二级建築士試験に合格した者で検定職種建築大工の技能検定を受けるもの

五 試験の免除
 第一次試験の全部又は一部の免除を受けることができるもの及びその免除の範囲は次のとおりである。
 た者

第一次試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及びその免除の範囲は次のとおりである。

建築大工	四百円	千円
板金工	四百円	七百円

2 納付の方法

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄に右の表に掲げる額の鳥取県収入証紙をはつて納付する。

なお、収入証紙には消印しないこと。

八 合格の通知

1 第一次試験の合格者に対する通知

第一次試験の合格者に対する合格通知は、昭和三十五年九月下旬に書面で通知する。

2 技能検定合格者に対する通知

技能検定に合格した者に対する合格通知は、昭和三十六年二月上旬に合格証明書を交付して行なう。また鳥取県公報にも、その氏名を公示する。

九 その他

二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定〕一部月極二〇円(配送料共) 所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金